

火山名 浅間山 噴火警報（火口周辺）

令和元年8月19日11時00分 気象庁地震火山部

＊ ＊（見出し） ＊ ＊

<浅間山に火口周辺警報（噴火警戒レベル2、火口周辺規制）を発表>

山頂火口から概ね2 kmの範囲では、噴火に伴う大きな噴石や火砕流に警戒してください。

<噴火警戒レベルを3（入山規制）から2（火口周辺規制）に引下げ>

＊ ＊（本文） ＊ ＊

#### 1. 火山活動の状況及び予報警報事項

浅間山では、8月8日以降、噴火は発生していません。

噴火直後には地震活動、噴煙活動及び火山ガス（二酸化硫黄）の放出量にわずかな高まりがみられましたが、その後は低調に経過しています。また、深部からのマグマ上昇を示す地殻変動は観測されていません。

以上のように火山活動のさらなる活発化は認められないことから、浅間山では山頂火口から概ね2 kmを超える範囲に影響を及ぼす中規模な噴火が発生する可能性は低いと考えられます。

一方で、火山活動に高まりがみられない中で小規模な噴火が発生したことを踏まえると、当面は小規模な噴火が発生する可能性を考慮して、引き続き火山活動の推移を注意深くみていく必要があります。

#### 2. 対象市町村等

以下の市町村では、火口周辺で入山規制などの警戒をしてください。

群馬県：嬭恋村

長野県：小諸市、軽井沢町、御代田町

#### 3. 防災上の警戒事項等

山頂火口から概ね2 kmの範囲では、引き続き弾道を描いて飛散する大きな噴石や火砕流に警戒してください。地元自治体等の指示に従って危険な地域には立ち入らないでください。

噴火時には、風下側では火山灰だけでなく小さな噴石が風に流されて降るおそれがあるため注意してください。

<噴火警戒レベルを3（入山規制）から2（火口周辺規制）に引下げ>

＊ ＊（参考：噴火警戒レベルの説明） ＊ ＊

【レベル5（避難）】：危険な居住地域からの避難等が必要。

【レベル4（避難準備）】：警戒が必要な居住地域での避難の準備、災害時要援護者の避難等が必要。

【レベル3（入山規制）】：登山禁止や入山規制等危険な地域への立入規制等。状況に応じて要配慮者の避難準備等。

【レベル2（火口周辺規制）】：火口周辺への立入規制等。

【レベル1（活火山であることに留意）】：状況に応じて火口内への立入規制等。  
（注：避難や規制の対象地域は、地域の状況や火山活動状況により異なる）

令和元年8月19日  
地震火山部

## 浅間山の噴火警戒レベルを2へ引下げ

浅間山の噴火警戒レベルを3（入山規制）から2（火口周辺規制）に引き下げました。引き続き、山頂火口から概ね2 kmの範囲では、弾道を描いて飛散する大きな噴石や火砕流に警戒してください。

浅間山では、8月7日に小規模な噴火が発生したことから、山頂火口から概ね4 kmの範囲に影響を及ぼす噴火が発生する可能性があるとして噴火警戒レベルを3に引き上げました。その後噴火は発生しておらず、火山ガス（二酸化硫黄）の放出量や地殻変動に新たなマグマ上昇を示す変化は認められていないことから、現時点では、山頂火口から概ね2 kmを超える範囲に影響を及ぼす中規模な噴火が発生する可能性は低いと考えられます。

一方で、小規模な噴火が発生したことを踏まえると、当面は小規模な噴火が発生する可能性があります。

以上のことから、本日（19日）11時00分に火口周辺警報を発表し、噴火警戒レベルを3（入山規制）から2（火口周辺規制）に引き下げました。

山頂火口から概ね2 kmの範囲では、弾道を描いて飛散する大きな噴石や火砕流に警戒してください。地元自治体等の指示に従って危険な地域には立ち入らないでください。

噴火時には、風下側では火山灰だけでなく小さな噴石が風に流されて降るおそれがあるため注意してください。

なお、今回の火山活動を踏まえ、小規模な噴火が発生した場合には、火山ガス（二酸化硫黄）の放出量の増加や山体の膨張を示す地殻変動などの火山活動の高まりの有無を踏まえ噴火警戒レベルを判断するように、噴火警戒レベルの判定基準を改定しました。今回の噴火警戒レベルの引下げはこれに基づくものです。

問合せ先：地震火山部 火山課 担当 高木  
電話 03-3212-8341（内線 4538） FAX 03-3212-3648

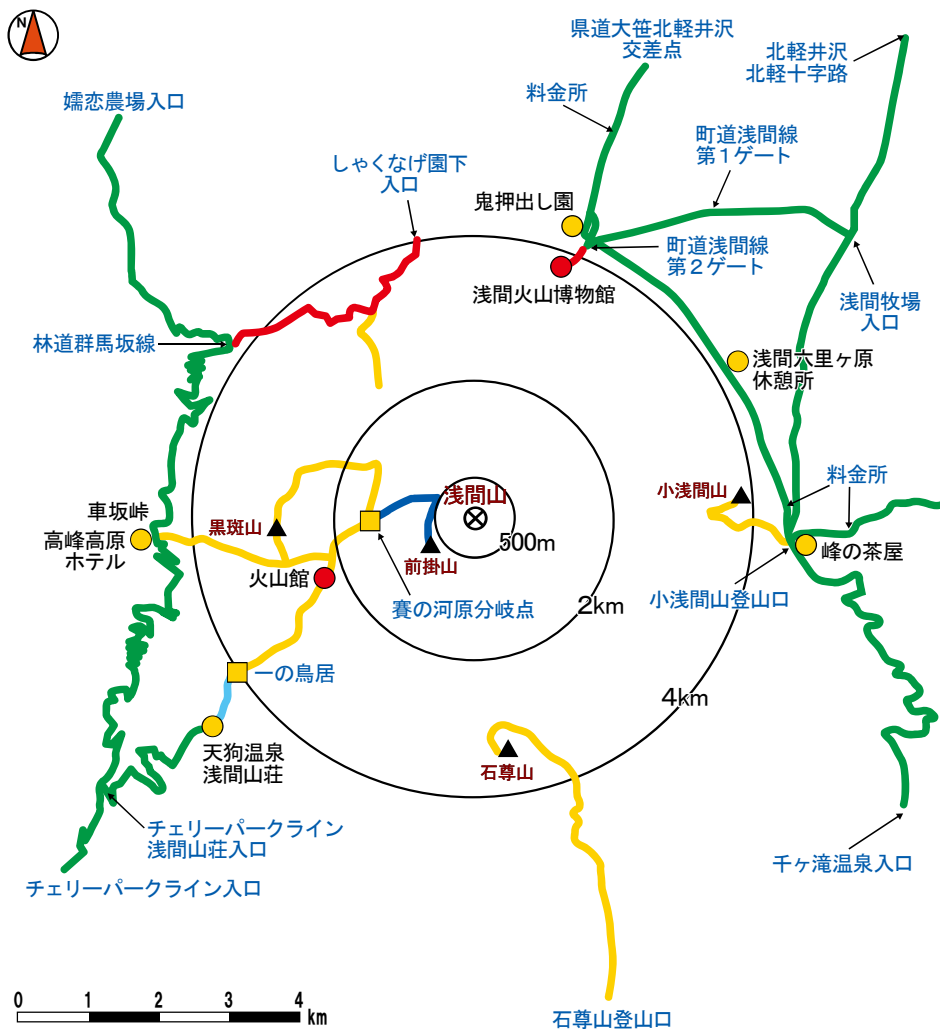
# 浅间山の噴火警戒レベル

— 火山災害から身を守るために —

## 噴火警報等で発表する 噴火警戒レベル

- 噴火警戒レベルとは、噴火時などに危険な範囲や必要な防災対応を、レベル1から5の5段階に区分したものです。
- 各レベルには、火山の周辺住民、観光客、登山者等のとるべき防災行動が一目で分かるキーワードを設定しています（レベル5は「避難」、レベル4は「避難準備」、レベル3は「入山規制」、レベル2は「火口周辺規制」、レベル1は「活火山であることに留意」）。
- 対象となる火山が噴火警戒レベルのどの段階にあるかは、噴火警報等でお伝えします。

### ■浅间山 噴火警戒レベル1～3に対応した規制範囲



この地図は、国土地理院「数値地図50000(地図画像)」を使用しています。

- この図は浅間山噴火警戒レベル導入に係わる防災対応についての申し合わせ書(平成19年11月11日 浅間山火山防災対策連絡会議)に基づき作成しています。
- 浅間山の噴火警戒レベルは、地元自治体等と調整して作成しました。各レベルにおける具体的な規制範囲等については、地域防災計画等で定められていますので、詳細については軽井沢町、御代田町、小諸市、佐久市、嬬恋村、長野原町にお問い合わせください。

#### 【浅间山の特徴】

溶岩や火砕流、火山灰や軽石が推積した安山岩質成層火山で、爆発的なブルカノ式噴火が多いのが特徴です。最近100年間では50回以上噴火を繰り返しており、火山灰や噴石、空振、小規模な火砕流などが発生しています。最近では2004年に中噴火しています。

この図は噴火警戒レベル1～3の時の規制範囲を示しています。なお、居住地域まで影響が及ぶ場合は、レベル4(避難準備)・レベル5(避難)となります。

#### ●噴火警戒レベル1～3で必要な防災対応

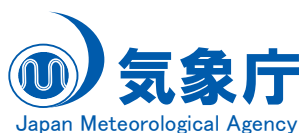
| 噴火警戒レベル<br>(キーワード)    | 必要な防災対応  |
|-----------------------|--|
| レベル3<br>(入山規制)        | 防災対応の範囲を拡大(4km)を超える範囲で注意喚起、一時規制等)<br>登山禁止(山頂火口から4km以内規制) |
| レベル2<br>(火口周辺規制)      | 火口周辺立入禁止(山頂火口から概ね2km立入禁止)                                |
| レベル1<br>(活火山であることに留意) | 火口付近立入禁止(火口から500m以内規制)                                   |

#### 凡例

- ⊗ 火口
- 立入禁止区域(火口から4km以内)
- 道路：レベルにより規制されます。  
 ● レベル3のときは通行できません。  
 ● レベル3のときは状況により規制が行われます。
- 登山道：浅間山では登山して良い登山道が決められています。左図に示した登山道を利用してください。火口から500m以内は、レベル1でも立ち入り禁止です。
- 登山が可能な登山道(レベル別)  
 レベル3 ● (状況により規制される場合があります)  
 レベル2 ●  
 レベル1 ●



本冊子は、植物油インクを使用しています。



問い合わせ先

#### 気象庁地震火山部火山課 火山監視・警報センター

TEL: 03-3212-8341(内線4536) <https://www.jma.go.jp/>

■浅間山火山防災連絡事務所 TEL: 0267-45-2167

■長野地方気象台 TEL: 026-232-3773

<https://www.jma-net.go.jp/nagano/>

■前橋地方気象台 TEL: 027-896-1220

<https://www.jma-net.go.jp/maebashi/>

